農用地区域からの除外の５要件チェックリスト

香南市

このリストは『香南市農業振興地域整備計画書』で農用地区域として指定している土地を、やむを得ず他の用途に利用することを考えておられる方に、除外に必要な要件をご確認いただくためのチェックリストです。

農用地区域として指定されている土地は、農業以外の目的で利用することを厳しく制限されていますので、まずは以下の５要件を満たしているかをご確認ください。

なお、除外にあたっては、本当に除外が必要なのか明確な理由が必要です。自分の土地だから、耕作できないから整理したい、といった理由では除外できません。具体的な計画があり、農用地を除外することがやむを得ないと判断される場合のみ、除外の可能性があることをご承知おきください。

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること。（必要性・代替性）** |
|  | □具体的な転用（事業）計画がありますか。 |
|  | □除外後、直ちに農用地以外に利用する緊急性がありますか。 |
|  | □農用地区域外の土地（自己所有地以外の土地も含む）について選定検討したが、他 の土地は選定できない明確な理由がありますか。 |
|  | □除外希望地の面積が、転用（事業）計画の目的からみて必要最小限ですか。 |
|  | □農地法や都市計画法（市の条例等含む）などの他法令の許可の見込みがありますか。　（転用許可、建築確認許可、開発許可など、担当部署への確認をお願いします。） |
|  | □所有地に農地法等の違反がありませんか。（違反転用など。） |

|  |  |
| --- | --- |
| **2** | **農用地の集団化・農作業の効率化、そのほか土地利用上の効率・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。** |
|  | □除外希望地は集団農地にあり、農作業の効率的な利用に支障がありませんか。 |
|  | □日照・通風及び雨水・汚水等の放流により農業への影響はありませんか。 |
|  | □農業用水路が改廃されるなど周辺の農業関連施設に影響はありませんか。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **3** | **効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそ れがないこと。** |
|  | □（認定農業者や特定農業法人などに）利用権が設定されていませんか。 |
|  | □認定農業者や特定農業法人などの経営する一団の農用地の集団化が損なわれたり、 効率的・安定的な農業経営に支障を及ぼしませんか。 |

（裏面につづく）

|  |  |
| --- | --- |
| **4** | **農用地の保全または利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。** |
|  | □ため池・防風林・かんがい排水施設・農道等の機能に支障を及ぼすおそれがありませんか。 |
|  | □土地の保全に必要な施設の機能を損なうことで、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入、地盤沈下等の影響はありませんか。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **5** | **土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して８年が経過していること。** |
|  | □ほ場整備等の土地基盤整備事業が実施された土地ではありませんか。　※香南市では原則、８年以上経過していても除外を認めていません。 |
|  | □除外希望地は特定土地改良事業等の受益地ではありませんか。　※受益地に該当している場合、農地区分の判定（転用可否）に影響がありますのでご注意ください。 |

※１項目でも該当しないものがある場合は、農用地区域からの除外が難しくなります。

この点についてご理解のほどお願い致します。

【お問い合わせ先】

香南市農林水産課

☎（0887）50-3015